国際企業法務協会　２０２１年４月度　月例会
「独占禁止法改正法施行に伴う企業の対応について」（２０２１年４月２２日（木））

■独禁法関連　■隣接法務関連　■近時の法改正
■外部弁護士の活用　■当局対応

A社
証拠
証言

（当局への）申告・報告等

B社
立入検査（当局からの照会　等）＊

＊米国の例：subpoena

有事対応の事後検証・再発防止策の立案・実施
・関係者についての法的責任追求の観点／社内処分の観点（「違反なし」となる可能性？／「バレない」可能性？）

社内調査

物証の確保
まず重要なのは現状凍結！（あわてて収集を始めないこと、動かさないこと）
×受動的
〇主体的・能動的

関係者ヒアリング
社内リニエンシー（？）
その効能と副作用

IT との連携

平時への教訓
・文書保存のあり方等
・有事対応についてのトレーニング
・「守れる」ルールを、どう作って、守るか
等

当局による調査対象外の事項
・社内調査の要否
・調査結果への対応（当局への追加報告？）

その他
嫌疑を
認める？
or
争う？

カルテルの場合
自主申告リニエンシー／司法取引
or
「A社が有罪でもB社は無罪」もありうる

決め手は証拠
「森を観る」ことと「木を観る」こと
その散逸は有害
これを避けるための周知は平時から

有事の対応
平時の体制整備

外部弁護士の活用
初動対応における優先順位の付け方
秘匿特権
社内調査の成果物の作成・保存

（必ずしも）「そのためのもの」ではない

関連法務・税務との連携

平成２８年改正
確約手続

令和元年改正
調査協力減算制度（と新たな課微金制度）

「そのためのもの」として

判別手続（秘密通信保護制度）
・何が「秘密となるか」
・特に「電子データ（メール）」の扱いについて

固有の論点
例　放棄（Waiver）
・第三者委員会の報告書の公表・有利に援用して依拠

© Nobuaki Mukai 2021

弁護士　向　宣明